

支部会員顕彰規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、支部又は愛知県行政書士会においての会員の長年にわたる会務運営への功労とその功績を称えることにより、会員間の意識の高揚と会務運営の活発化に資することを目的とし、これに定める。

(顕彰の範囲)

第 2 条 支部長は、役員会の議を経て、次の各号の一に該当する会員を顕彰することができる。

- 一 会員歴 50 年以上の者
- 二 支部の会務運営とその発展に多大なる功労があったと認められる者
- 三 愛知県行政書士会本会の会務運営とその発展に多大なる功労があったと認められる者
- 四 会員の指導統率と資質向上及び専門知識の研鑽とその実践に多大なる功績があったと認められる者
- 五 前各号のほか、顕彰することが適当であると認められる者

(顕彰の種類とその方法)

第 3 条 顕彰の種類は、次の通りとする。

- 一 名誉会員功労賞
 - 二 表彰状、感謝状
- 2 名誉会員功労賞はその功労が特に顕著であり他の模範と認められる者に、また、表彰状及び感謝状はその他の者に授与する。
- 3 顕彰は、原則として毎年定時総会のときに賞状等の授与により行なう。
- 4 顕彰者は顕彰者名簿に記録しこれを合同事務局に保管する。

(逝去会員への顕彰)

第 4 条 第 2 条に準ずる功績又は功労があった会員が逝去した場合について

は、第3条の規定を準用する。

(規則の改廃)

第5条 この規則を改廃する場合は、役員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成29年5月12日から施行する。